３　体系図

基本理念	基本方針（３）	基本政策（８）	具体的施策（26） ＊うち重点施策（11）
次世代につなぐ　信頼ある上下水道　～　呉のみずを守り抜く　～	1 安全で安定した水循環づくり	1-1 水道水の安全性の確保	(1)　【重点】水源系統の最適化
			(2)　水質管理体制の充実
		1-2 水道水の供給体制の向上	(1)　【重点】水道施設運用の最適化（施設の統合・ダウンサイジング・廃止）
			(2)　【重点】水道施設の改築・更新及び耐震化の推進
			(3)　【重点】管路の更新及び耐震化の推進
			(4)　水道施設の維持管理体制の強化
			(5)　水道水を安心してお飲みいただくための活動の推進
		1-3 生活排水の浄化体制の向上	(1)　【重点】管きょの改築・更新及び耐震化の推進
			(2)　【重点】下水道施設の改築・更新及び耐震化の推進（施設の統合・ダウンサイジング・廃止）
			(3)　下水道施設の維持管理体制の強化
			(4)　公共用水域への放流水の水質管理の徹底
			(5)　下水道未普及地区の整備促進
	2 災害に強い上下水道づくり	2-1 上下水道施設の強靭化の推進	(1)　【重点】上下水道施設の強靭化の推進
		2-2 防災・減災体制の強化	(1)　【重点】浸水対策（雨水整備）の推進
			(2)　防災マニュアルの充実と定期的な訓練の実施
			(3)　応急給水体制・復旧体制の強化及び関係機関との連携強化
	3 効率的で持続可能な上下水道づくり	3-1 経営基盤及び組織力の強化	(1)　【重点】効率的な事業の推進
			(2)　【重点】ICT を活用した業務の効率化
			(3)　官々連携及び民間活力の導入の推進
			(4)　人材育成・技術継承の推進
			(5)　機能的な組織体制づくり
		3-2 環境にやさしい事業活動の推進	(1)　環境負荷の低減
			(2)　資源の有効活用の推進
			(3)　環境保全活動の推進
		3-3 お客様からの信頼の向上	(1)　【重点】お客様とのコミュニケーションの推進
			(2)　お客様の利便性の向上

追加

（３）【重点】管路の更新及び耐震化の推進（その２）

◇基幹管路の更新

宮原浄水場から東部方面（阿賀，広，仁方，川尻地区等）へ給水している基幹管路※21（休山東部幹線：昭和 48 年布設），宮原浄水場から西部方面（中央（西部），吉浦，天応地区等）へ給水している基幹管路（休山西部幹線：昭和 48 年布設）や，宮原浄水場から南部方面（宮原，警固屋，音戸地区の一部等）へ給水している基幹管路（警固屋線：昭和 35～44 年布設）等，管路事故等が発生した場合，特に市民生活に大きな影響を与えるおそれの高い基幹管路を計画的に更新します。

- ●休山東部幹線（広多賀谷～広末広間）
- ●休山西部幹線（吉浦～天応間）
- ●警固屋線（宮原～警固屋間）

主要な取組

内容／期間内の総事業費	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
休山東部幹線を更新　21.6億円	工事									
休山西部幹線を更新　13.2億円			工事							
警固屋線を更新　11.2億円	工事									

■数値目標

指標	令和４年度 実績	令和 10 年度 目標	令和 15 年度 目標
管路経年化率	33.3%	39.6% （46.3%）	45.9% （56.5%）
管路耐震化率	12.8%	17.9%	21.8%

〔指標の趣旨〕管路経年化率は，耐用年数を経過した管路の割合を表す率であり，管路の老朽化度を把握するため設定
※（　　）は管路更新未実施の場合に予想される率
管路耐震化率は，耐震対策が施されている管路の割合を表す率であり，耐震対策の進捗状況を把握するため設定

追加

〔本市水道事業の管路経年化率について〕
本市の水道管は，法定耐用年数（４０年）を経過しても直ちに更新するわけではなく，管の特性を踏まえ，できる限り長期間使用することとし，おおむね法定耐用年数の１．５倍の年数を経過した管路を更新対象としています。
そのため，法定耐用年数（４０年）を基準とした管路経年化率は上昇傾向にありますが，現在新たに布設している管は材質等の向上により１００年間の使用に耐え得るとされており，法定耐用年数経過後，更に６０年は使用できることから，現在の管路更新計画を着実に実施することで安定給水を維持することができます。

※21　基幹管路　　導水管（水源から浄水場までの管），送水管（浄水場から配水池までの管），配水本管（配水池から各家庭までの管のうち，本市では口径 200㎜ 以上のもの）の総称

追加

（４）公共用水域への放流水の水質管理の徹底

- ●各浄化センターの放流水の水質を良好に保つため，除害施設（水質基準に適合させるための排水処理設備）を有する事業場等への立入検査や流入水の水質検査等を実施
- ●事業場への立入検査・指導を行うため，事業場指導マニュアルを作成
- ●一般家庭から排水する際の注意事項を市政だよりやホームページ，水道使用水量等のお知らせ票の裏面等を活用して啓発

（５）未普及地区の整備促進

- ●未普及地区の整備を推進（郷原地区，音戸地区など）

人口普及率　平成25年度末: 85.9%
令和４年度末：88.6%

- ●下水道の供用を開始した後に未接続の世帯に対して戸別訪問や啓発ビラの配布を実施
- ●水洗化促進制度について内容説明と推奨を実施

主要な取組

・郷原町地区枝線築造工事（平成 27 年度～令和４年度）
・苗代町地区枝線築造工事（平成 28 年度～継続中）
・隠渡汚水幹線築造工事（平成 28 年度～令和元年度）

追加

（４）公共用水域への放流水の水質管理の徹底

市民が生活する上で快適な生活環境を提供するためには，生活排水処理を確実に行い，公衆衛生の確保とともに周辺の河川や海域などの身近な水環境を守る必要があります。

追加

●公共用水域※30への放流水の水質管理の徹底

各浄化センターの放流水質を良好に保つため，除害施設（水質基準に適合させるための排水処理施設）から下水道に排水される水質の検査や事業場等への立入調査・指導を行うなど，流入水の水質管理を徹底します。

●市民への周知

一般家庭から排水する際の注意事項を市政だよりやホームページ，水道使用水量等のお知らせ票の裏面等を通じて啓発し，利用者の環境保全に対する意識の高揚を図ります。

●産・学・官の取組

周辺海域の水質環境基準は達成・維持するという前提のもと，豊かな水環境を求める地域の新たなニーズに対応するため，放流先の水産資源等を考慮した季節別運転※31（試行）を行い，豊かな海の再生や生物の多様性の保全に資する産（呉漁業協同組合連絡協議会）・学（広島大学）・官（広島県・呉市）の新たな取組を推進します。

追加

主要な取組

内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
「事業場排水の手引き」に基づく運用の実施										
季節別運転の試運転，評価										
季節別運転の導入広報										
季節別運転の試行										

※30　公共用水域　　河川，湖沼，港湾，沿岸海域その他公共の用に供される水域及び公共管きょ，灌漑用水路その他公共の用に供される水路のこと。

※31　季節別運転　　周辺海域に放流している放流水の栄養度を低く維持する通常期間と，放流水の栄養度を高く設定する期間とを区分し，季節別に浄化センター施設の運転方法を切り替えること。

■新ビジョンにおける主な施策

（１）環境負荷の低減

◇省エネルギー機器等の導入

水道施設及び下水道施設の改築・更新に合わせ，省エネルギー機器の導入や施設建物照明の LED 化，公用車の電動車への更新を推進し，環境負荷の低減に努めます。

- ●省エネルギー機器導入（焼山南部ポンプ所）
- ●施設建物の照明を LED 化
- ●公用車を電動車へ更新

◇温室効果ガス※37 排出量の削減等

事業によって排出される温室効果ガスの削減に努めるとともに，紙類，作業服などについて環境物品の調達（グリーン購入）を推進します。

- ●温室効果ガス排出量：基準年度（令和25 年度：19,793ｔ）比 50%削減(令和 12 年度：9,900t)
- ●電気使用量：年平均 1.0%以上削減（原単位）
 平成 25 年度：（水　道）164kwh/千㎥　（下水道）674kwh/千㎥
 令和 10 年度：（水　道）140kwh/千㎥　（下水道）580kwh/千㎥

平成

追加

■数値目標

指標	令和４年度 実績	令和 10 年度 目標	令和 15 年度 目標
温室効果ガス排出量	12,914t	11,500t	8,200t
電気使用量（原単位）	907 kwh/千㎥	720 kwh/千㎥	680 kwh/千㎥

〔指標の趣旨〕温室効果ガス排出量，電気使用量（原単位）とも呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〈第５期くれエコアクションプラン〉と連動した指標及び目標として設定
電気使用量（原単位）は，水道事業では配水量 1,000 ㎥あたり，下水道事業では処理水量 1,000 ㎥あたり使用した電気使用量

※37　温室効果ガス　大気中の二酸化炭素やメタンなど，地表から放出された熱を吸収することにより地表を暖める（温室効果をもたらす）気体の総称